

岩木川市民ゴルフ場 利活用計画



平成26年2月14日

弘前市市民文化スポーツ部文化スポーツ振興課

計画の構成(目次)

1 利活用計画の策定にあたって	2
1) 計画策定の経緯と目的	2
2) 市民ゴルフ場の現状と課題	3
2 課題解決に向けた市民からの提言等	5
1) 弘前市社会体育施設のあり方等検討市民懇談会	5
2) 市民ゴルフ場利活用検討委員会の報告	5
3 市民ゴルフ場利活用に係る基本的な考え方	6
1) 市民ゴルフ場の意義と位置づけ	6
2) 市民ゴルフ場利活用に係る基本方針	9
4 市民ゴルフ場利活用の具体的方策	10
1) 市民の健康づくりの場として	10
2) ゴルフ競技の振興の場として	13
3) 市民の憩いの場として	17
5 利用料金の設定	19
1) 利用料金の設定について	19
2) 利用料金設定の根拠	20
6 利用者数の目標	21
7 計画の実現に向けて	23

1 利活用計画の策定にあたって

1) 計画策定の経緯と目的

岩木川市民ゴルフ場（以下「市民ゴルフ場」という。）は、「岩木川緑地基本計画」における岩木川緑地の一部として整備され、平成6年4月に市民が手軽に楽しめるミニゴルフ場として市が開場しました。

開場当時は、ゴルフの一般大衆化もあって多くの市民が利用し、これまで、延べ約14万2千人に利用され、ゴルフ場の管理運営は、第三セクターでの弘前ウォーターフロント開発株式会社に利用料金制（利用料等収入で施設の管理運営経費を賄う。）で委託（平成18年4月からは同者を指定管理者として指定）し、運営を続けてきました。

しかし、利用者数の減少が続き、平成24年度ではピーク時（1万3千人）の3分の1以下（4千2百人）まで減少したことから、市民ゴルフ場を良好な状態で維持管理していくことが困難となり、指定管理者である弘前ウォーターフロント開発株式会社の経営にも大きな影響が及んでいたことから、今後の岩木川市民ゴルフ場のあり方等について、十分な検討が必要になりました。

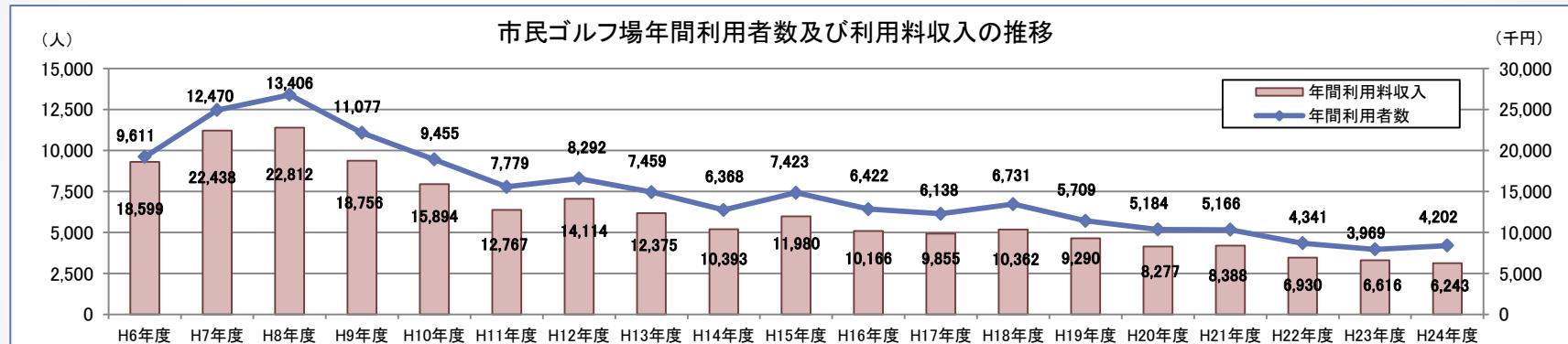
このことから、市では、平成23年12月の弘前市社会体育施設等のあり方検討市民懇談会からの提言や、平成25年9月の市民ゴルフ場利活用検討委員会からの報告を十分に踏まえ、今後も市民ゴルフ場を市民が気軽に利用できる環境を整えながら社会体育施設としての機能を十分に発揮させるための利活用方針を具体化する目的で、この計画を策定するものです。

1 利活用計画の策定にあたって

2)市民ゴルフ場の現状と課題

【利用者数の減少】

市民ゴルフ場開場当初は、年間約1万5千人の利用者数を見込んでいましたが、平成8年度の約1万3千人をピークに年々減少を続け、平成24年度では約4千2百人まで減少し、それに伴って利用料金収入も減少しています。



【主なゴルフ場の利用者数の推移】

利用者数の減少は、他の多くのゴルフ場でも同様の状況であり、景気の悪化などの社会的要因が主な原因であると推測されます。

今後は、社会体育施設としての目的に沿った施設の運営とサービスの提供が必要になっています。

津軽地域の主なゴルフ場	H15年	H22年	H23年	H24年	対H15年比増減(%)
岩木川市民ゴルフ場	7,423	4,341	3,969	4,202	▲ 43.4
びわの台ゴルフ倶楽部	20,953	17,404	16,213	15,992	▲ 23.7
津軽カントリー百沢コース	22,986	18,661	18,350	17,807	▲ 22.5
津軽カントリー岳コース	8,920	4,278	4,268	3,978	▲ 55.4
青森ロイヤルゴルフクラブ	17,477	14,064	14,337	17,140	▲ 1.9
県体協ゴルフ場	13,617	5,506	4,861	4,047	▲ 70.3
津軽高原ゴルフ場	20,660	21,902	21,170	20,150	▲ 2.5
ナクア白神ゴルフ場	33,662	20,187	17,562	19,661	▲ 41.6

利用者数は弘前ウォーターフロント開発株式会社株主総会資料から抜粋

1 利活用計画の策定にあたって

2)市民ゴルフ場の現状と課題

【ゴルフコースの環境悪化】

入場者数の減少は、直接利用料金収入の減少につながり、市民ゴルフ場を管理運営する指定管理者である弘前ウォーターフロント開発株式会社の経営に影響を及ぼしました。

のことから、ゴルフコースの維持管理が不十分となり、良好な環境が失われたことも利用者数の減少に影響を及ぼしていると考えられます。

そのため、市では平成23年度からゴルフコースの維持管理経費として指定管理料を支出し、平成24年度からは、指定管理料の支出に加えて芝生修繕工事を行ったことで、平成25年の台風18号接近による豪雨で被災した一部で影響が見られるものの、ゴルフコースが良好な状態に戻ってきています。

このことは、平成24年度の利用者数に見られるとおり、ゴルフコースを良好な環境で維持していくことが、利用者数の増加に繋がることから、今後も適切なゴルフコースの維持管理を行っていくことが必要です。



2 課題解決に向けた市民からの提言等

市では、市民ゴルフ場の存続を含めた課題解決に向けて、市民の意見を聞きながら検討を続けてきました。

1) 弘前市社会体育施設等のあり方検討市民懇談会の提言(平成23年12月)

- ・市民ゴルフ場は、社会体育施設として存続することが望ましい
- ・ジュニアの育成やゴルフ以外のスポーツ等への活用が必要である
- ・ジュニア、ファミリー等が利用しやすい利用料金設定が必要である
- ・施設の維持管理のためには、指定管理料の支出は必要である

2) 市民ゴルフ場利活用検討委員会の報告(平成25年9月)

- ・ゴルフ以外のニュースポーツでの利用の推進
- ・ジュニア、保護者も同時にできる教室やニュースポーツ教室の開催
- ・利用しやすい料金設定
- ・ゴルフ場のPR、コミュニケーションの場となるような施設運営
- ・指定管理者として企画立案、実行ができる資質の確保と利用者への配慮

3 市民ゴルフ場利活用に係る基本的な考え方

1) 市民ゴルフ場の意義と位置づけ

市民ゴルフ場を含む「岩木川緑地」は、岩木川河川空間の都市的有効利用と自然環境の保全及び都市景観の向上を図るため、平成4年6月、都市計画法の規定に基づき弘前広域都市計画緑地事業として決定したものです。

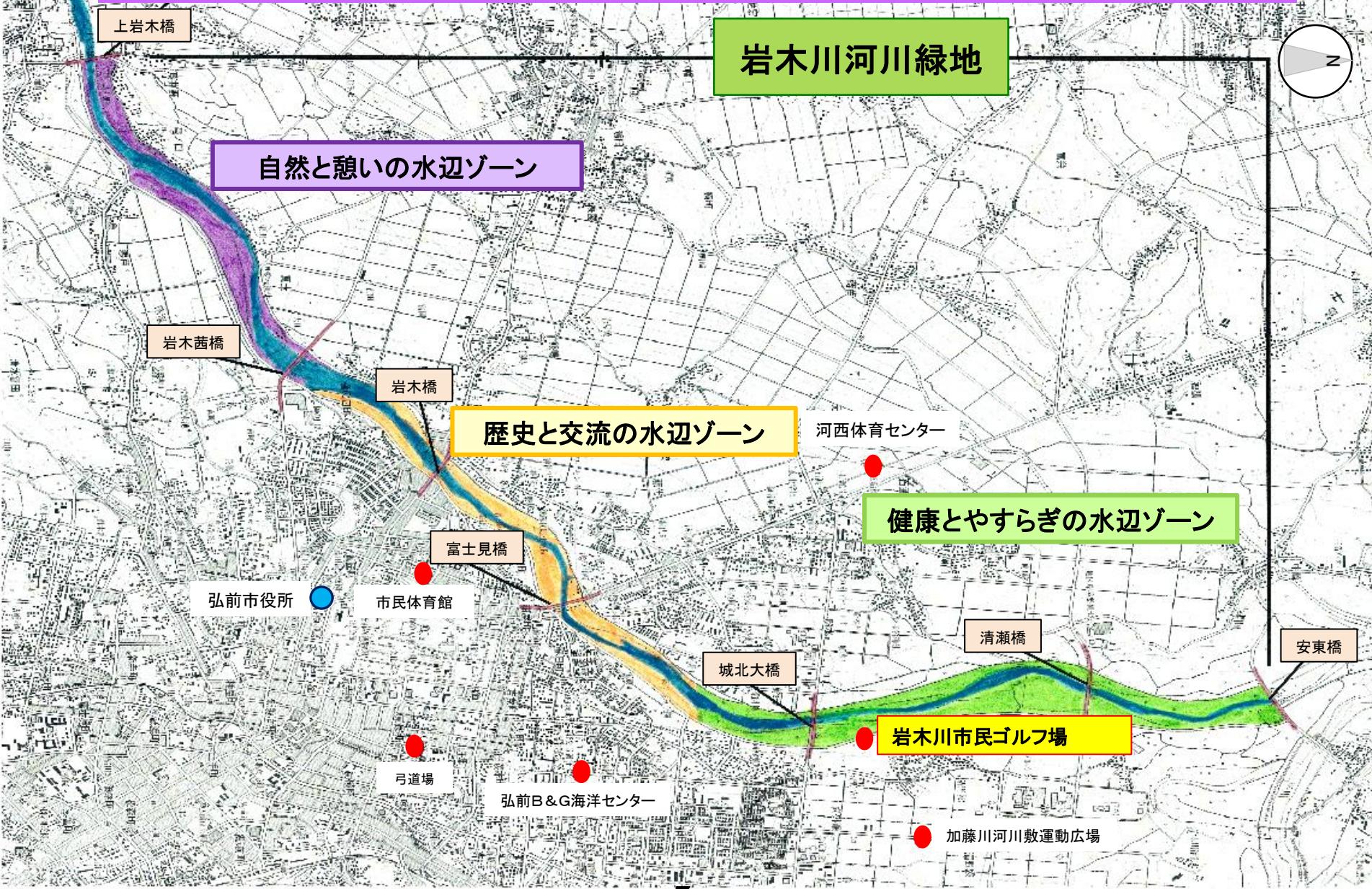
この決定を踏まえて、岩木川における自然環境の保全、市民が親しめる水辺の空間の創造を目的として市が策定した「岩木川緑地基本計画」の一環として市民ゴルフ場を建設しました。

「岩木川緑地基本計画」は、上岩木橋（下湯口地区）から安東橋（平川合流部付近）までの右岸を対象に計画したのですが、「自然の憩いの水辺」、「歴史と交流の水辺」、「健康とやすらぎの水辺」の3つのゾーンで構成されており、市民ゴルフ場は「健康とやすらぎの水辺」ゾーンを代表する施設となっています。

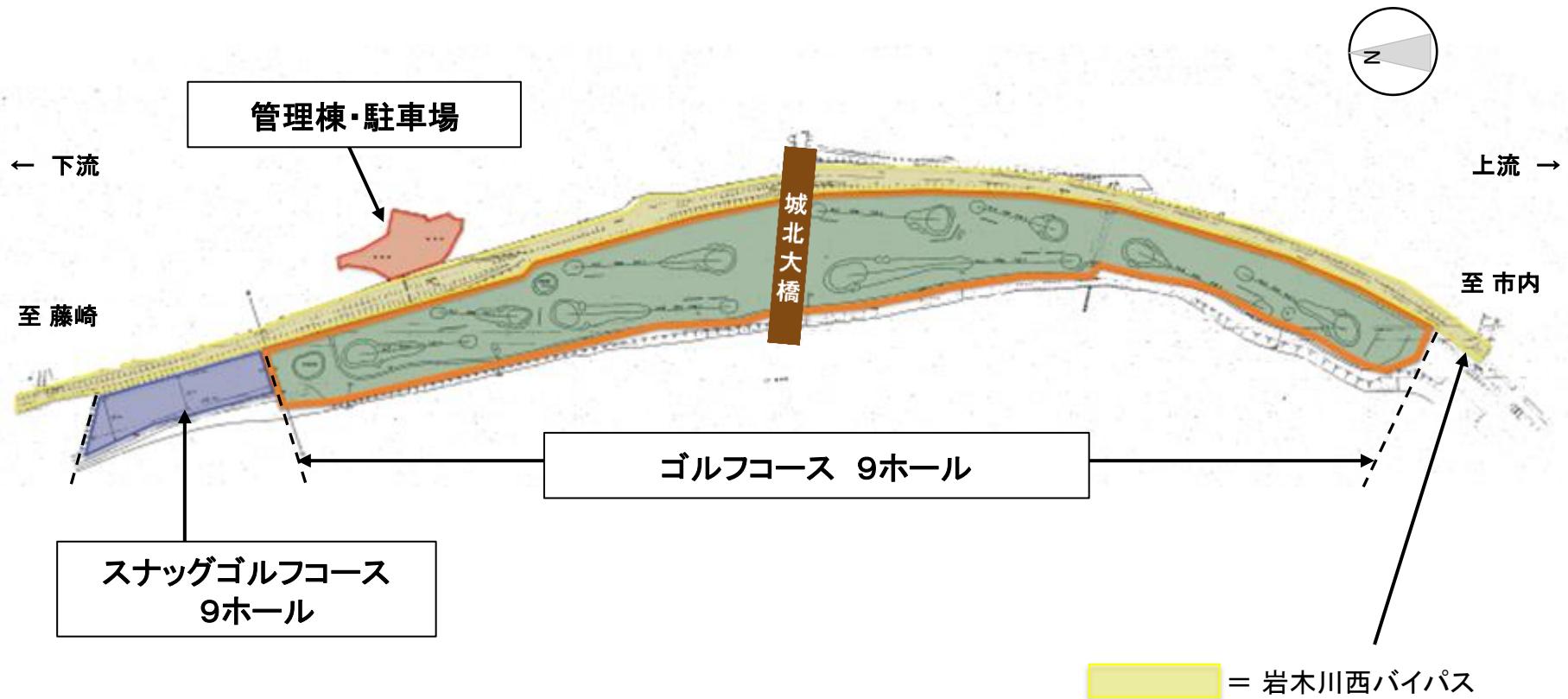
一方、市民ゴルフ場の管理運営は、都市計画上の位置づけを踏まえて、弘前市運動公園や岩木山総合公園と同様に市都市公園条例に基づいて行っています。

また、地理的な条件としては、中心市街地から5km以内に位置し、同様の距離に配置されている弘前B&G海洋センター、河西体育センター、市民体育館などの公共施設と同様、自家用車、自転車、徒歩などで気軽に利用できる場所に位置しています。

岩木川市民ゴルフ場と周辺の社会体育施設



岩木川市民ゴルフ場 施設配置図



3 市民ゴルフ場利活用に係る基本的な考え方

2)市民ゴルフ場利活用に係る基本方針

市民ゴルフ場の経緯や現状を踏まえ、社会体育施設等あり方市民懇談会及び市民ゴルフ場利活用検討委員会からの提言や報告に基づき、市民ゴルフ場利活用に係る基本方針を、以下のとおりとします。

1 市民の健康づくりの場として

- ・健康増進のためのゴルフとニュースポーツの普及と振興
- ・岩木川緑地を活用してウォーキングやジョギングを楽しむ人の受け入れ
- ・自然に親しむことのできる環境を活かした心の健康づくり

2 ゴルフ競技の振興の場として

- ・ゴルフ競技の振興及び競技レベルの向上を図るためのソフト・ハード面での対応
- ・ジュニア世代、初心者の育成
- ・円滑で効果的な事業実施に向けた組織体制の整備

3 市民の憩いの場として

- ・岩木川緑地全体の中での憩いのスペース機能
- ・管理棟・駐車場を活用した新たな事業の展開

4 市民ゴルフ場利活用の具体的方策

1)市民の健康づくりの場として

「弘前市アクションプラン2013」（平成25年3月27日市長決定）エボリューション3では、「健康」を最重要課題として位置づけ、健康日本一を目指し「ひろさき健やか3原則」として、以下を掲げています。

「働きざかりの健康増進」・「子どもから始める健康教育」・「運動の習慣化」

これらを効果的に推進するためには、健康増進策やスポーツの振興が重要な役割を持つことから、市民ゴルフ場を活用した健康づくりやスポーツに親しむ機会を増やすことで市民の健康づくりを推進していきます。

また、ゴルフは個人競技（自らの運動と打数により勝敗がつく）であり、急激な動きが少ないスポーツとして、子どもから高齢者まで幅広い世代で楽しめるため、生涯スポーツや健康づくりとして十分に活用できます。

市民ゴルフ場を活用した健康づくりの場としてのキーワードを、

- ①ゴルフ・ニュースポーツ（スナッグゴルフ、ターゲットバードゴルフなど）
- ②河川敷ウォーキング・ジョギング
- ③冬期間の活用（スノーシュートレッキング、クロスカントリースキーなど）
- ④河川敷特有の自然を生かした心の安らぎの場

として、次にその概要を示します。

4 市民ゴルフ場利活用の具体的方策

1)市民の健康づくりの場として

①ゴルフ・ ニュースポーツ

- ・高齢者等を対象としたゴルフ教室や大会の開催
- ・ゴルフ場より下流部の草地を活用し、スナッグゴルフ、グラウンドゴルフ、ターゲットバードゴルフの練習コースを設置
- ・曜日を定め、大会等を開催するニュースポーツ競技団体へ貸出
- ・競技団体等の協力を得て教室などを開催

②ウォーキング・ ジョギング

- ・岩木川河川緑地を活用したウォーキング・ジョギングの呼びかけ
- ・ゴルフ場管理棟及び駐車場の利用提供

③冬期間の利活用

- ・岩木川河川緑地を活用し、雪と自然に親しむ環境整備
- ・クロスカントリースキーの圧雪コースを設置
- ・スノーシュー（西洋かんじき）を使った冬の河川敷探訪
- ・冬期間におけるゴルフ場管理棟及び駐車場の利用提供

④心の安らぎの場

- ・岩木山や岩木川の水辺を眺めながらの散歩や休憩
- ・ゴルフ場管理棟及び駐車場の利用提供

4 市民ゴルフ場利活用の具体的方策

佐藤外科医院 院長 佐藤眞氏のコメント



【略歴】

(公財)日本体育協会認定スポーツドクター、(公財)青森県体育協会副会長、青森県スポーツ少年団本部長などを務められ、県内、市内のスポーツ少年団の活動において、次代を担う健全なからだとこころを持った青少年の育成のために「一人でも多くの青少年にスポーツの喜びを」を合い言葉として指導者として活躍中。

※本計画策定にあたり、健康づくりの面からコメントを頂きました。

【コメント】

ゴルフは楽しむ人の体力に応じて、高原・森林・海岸・湖沼等々都市の喧噪を離れた自然環境のなかで、爽やかな空気を吸いながら仲間と楽しいひとときを過ごすので、極めて心身の健康によく、性別・年齢を問わず楽しめるスポーツであり、もっとゴルフ愛好者が増えてもいいと思っております。

元来ゴルフはスポーツ外傷も少なく、柔らかい芝生や草地を1ラウンドで約8キロメートルも歩くので、そのカロリー消費量も800～1000カロリーと理想的であります。

この様に総じて身体に優しいスポーツではありますが、スポーツとしての特性を注意しないと思わぬ事故や体幹・上肢その他の傷害や障害も引き起こす事があるので、正しいフォームを身につけて過度の練習を控えながら楽しんで頂きたいと思います。

4 市民ゴルフ場利活用の具体的方策

2) ゴルフ競技の振興の場として

① 市民のゴルフ競技レベルの向上を目指し、ソフト・ハード両面での対応をします。

【ソフト面】	
・ゴルフ競技団体の設立	当市でのゴルフ競技団体設立の働きかけと支援
・クラブ等の設立	ゴルフ場内や市内の小・中学校及び高校等におけるクラブ設立の働きかけ（男子、女子、シニア、ジュニア部門）
・教室、大会の開催	定期的な教室とクラブ員対象の月例会の開催
・指導者雇用の検討	本格的な指導者による技術力向上
・関係機関との連携	技術力向上に向けた民間ゴルフ練習場や18ホール以上の本格的なコースを有するゴルフ場などとの連携
【ハード面】	
・グリーン整備	グリーンの整備や管理の徹底
・休憩場所の設置	城北大橋下を利用し、日影が確保できる休憩所の開設と景観の整備
・トイレの設置	仮設トイレを複数個所に設置

4 市民ゴルフ場利活用の具体的方策

2) ゴルフ競技の振興の場として

② ジュニア世代及び初心者の育成に努めます。

岩木川市民ゴルフ場は、9ホールのミニゴルフ場で、各ホールの距離が一般的なゴルフ場として比較して短いため、アプローチ練習や初心者、高齢者、女性が気軽に楽しめるコースとなっています。

また、パワーの少ないジュニア選手の育成に適した施設であることから、次の点を重点として進めていきます。

- ・スナッグゴルフを出発点としたゴルフ競技への導き
- ・ゴルフ練習場、ゴルフ本コースと連携した初心者、ジュニア向け教室の開催
- ・初心者やジュニア育成のための指導者の配置



4 市民ゴルフ場利活用の具体的方策

2) ゴルフ競技の振興の場として

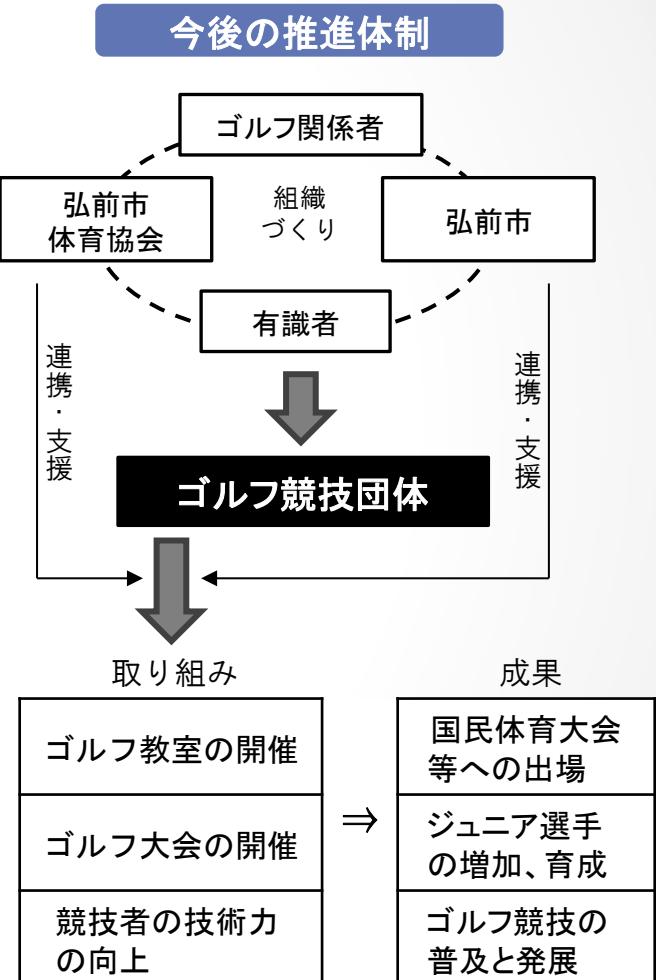
③ 円滑で効果的な事業実施に向けた組織体制の整備

当市におけるゴルフ競技の普及発展のため、ゴルフ関係者による競技団体を組織し、(公財)弘前市体育協会に加盟することが継続的かつ安定した活動につながることから、ゴルフ関係者、市体育協会、有識者等を交えた組織づくりに取り組みます。

ゴルフ競技団体が市や市体育協会と連携を図りながら、市民ゴルフ場などを活用して初心者やジュニア向けの教室開催や各種大会を開催することで、選手の技術の向上や競技力向上が図られ、全国大会等に出場する選手の輩出、ジュニア選手の増加・育成、ひいてはゴルフ競技の普及と発展につながります。

【参考】

(公財) 青森県体育協会には青森県ゴルフ連盟が加盟し、同連盟が主催するゴルフ県大会で国民体育大会への出場選手を選抜し、派遣しています。



4 市民ゴルフ場利活用の具体的方策

日本女子プロゴルファー 白戸由香選手のコメント



【コメント】

ゴルフは、年齢、性別を問わず同じルールで競い、スポーツの中で唯一審判がいません。他のプレイヤーと競うことの他に自然との戦い、または自分との戦いとも言われています。四季を感じ、自然を味わいながら、老若男女問わず楽しめる所も魅力であり、一生涯楽しめるスポーツです。

ゴルフクラブで打ったボールをカップに入れるだけの単純なゲームですが、思い通りにいかない難しさ、打つ場所がその都度変化する奥深さ、同伴者の打数を確認することなど、他のスポーツにはない物を備えているスポーツであります。

また、フェアプレーの精神を重んじているスポーツでもあり、次代を担う青少年がゴルフスポーツを通じて公平、協調性、自己責任を学び、忍耐力、決断力が養われるものと思います。

今後、弘前市内において、ゴルフ競技がジュニア層への浸透を含め、益々発展していくことをゴルフ関係者として期待しております。

【略歴】

青森県平川市碇ヶ関地区出身。
弘前学院聖愛高校ソフトボール部から実業団、日立ソフトウェアでソフトボール選手として活躍後、プロゴルファーに転向し現在トーナメント等にて活躍中。

※本計画策定にあたり、ゴルフ競技振興の面からコメントを頂きました。

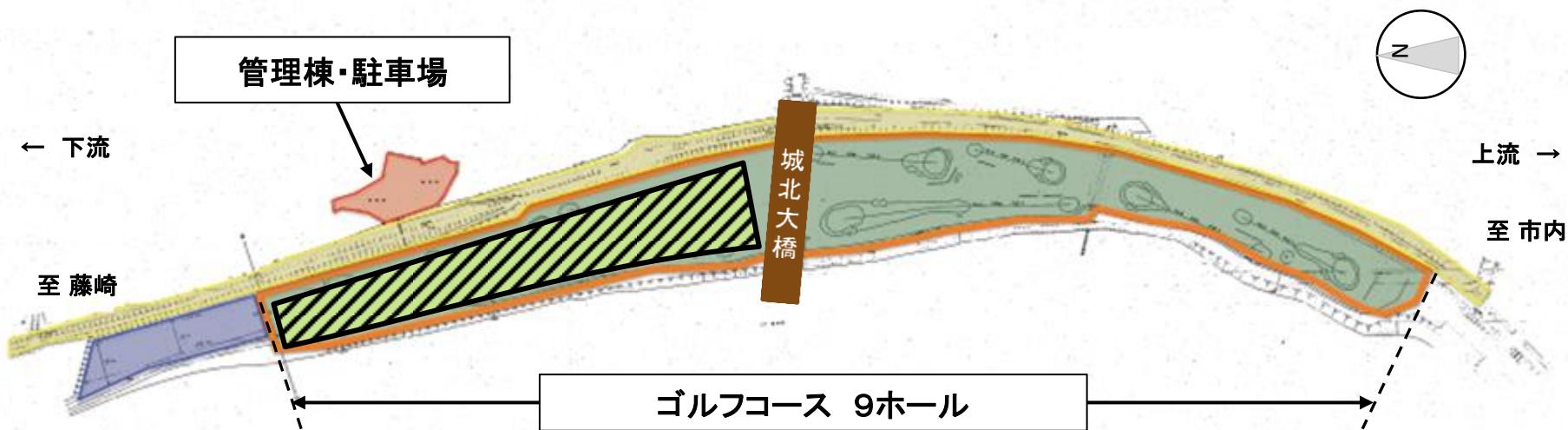
4 市民ゴルフ場利活用の具体的方策

3)市民の憩いの場として

- ・管理棟2階を休憩場所として市民に解放し、ゴルフプレイヤー、ニュースポーツ参加者、ランナー等の交流の場とすることで、交流が促進され、その中で新たなスポーツ等を始めるきっかけになることが期待され、スポーツや健康づくりのなかから市民のコミュニケーションの推進を図ります。
- ・管理棟や駐車場を活用し、より多くの市民に利用してもらえるような事業を検討します。



市民ゴルフ場の利活用に係るイメージ図



- = 管理・休憩ゾーン … ゴルフ場の管理運営と休憩や食事をするためのゾーン
- = ニュースポーツコース … 市民が憩いを求めたり、子供達がいつでも遊べるゾーンとスナックゴルフやグラウンドゴルフ他の体験ができるゾーン
- = ゴルフコース … 通常のゴルフプレイを楽しむゾーン
- = ニュースポーツ大会ゾーン … ゴルフ関連のニュースポーツの大会等が開催できるゾーン
(大会開催日は、あらかじめ曜日等の設定をする)
- = 岩木川西バイパス

※ニュースポーツとは

国体やオリンピック等の競技に属さない、誰でも気軽に楽しくことができる軽スポーツ

(市民ゴルフ場では、グラウンドゴルフ、ターゲットボードゴルフ、スナックゴルフなどゴルフに関連するものを想定している)

5 利用料金の設定

1) 利用料金の設定について

現在の市民ゴルフ場の利用料金は、指定管理者により、下記のとおり設定されていますが、今後は、市民にとって利用しやすい金額設定に改めます。

【現行】H25年度 岩木川市民ゴルフ場料金表

(単位:円)

	平日						土日祝日			
	早朝	9H	18H以上	薄暮	レディース・シニア9H	レディース・シニア18H	早朝	9H	18H以上	薄暮
一般	1,500	1,700	2,500	1,700	1,500	2,300	2,000	2,000	2,700	2,300
パーオン会員	1,300	1,500	2,300	1,500	1,500	2,300	1,800	2,000	2,500	2,000
会員	1,300	1,500	2,300	1,300	1,500	2,300	1,300	1,500	2,300	1,300

*ジュニア料金…平日：1,000円、土日祝日：1,500円 親子料金…平日：2,500円、土日祝日：3,000円

*上記料金表の金額は、コース利用料金に管理棟の利用料等が加算された金額となっています



【改定後】岩木川市民ゴルフ場料金表（案）

(単位:円)

	ゴルフコース利用		ニュースポーツコース利用	
大人	1回	1,080円	1時間	60円
小人	1回	540円	1時間	30円
専用	1時間	730円*	—	—

*ゴルフコース専用料金は、ニュースポーツでゴルフコースを使用する場合に適用

ゴルフ大会等については、専用状態にはならないため通常の1人1回当たりの利用料金となります

*市民である小中学生・高齢者（65歳以上）・障がい者・外国人留学生及び市内学校等が授業等で使用する場合は無料となります



5 利用料金の設定

2) 利用料金設定の根拠

- ・市民ゴルフ場の利用料金は、弘前市都市公園条例で定められており、利用料金基準額は1回（9ホール）につき1,000円以上1,600円以下となっています。
- ・「弘前市社会体育施設のあり方等検討市民懇談会の提言」及び「市民ゴルフ場利活用検討委員会の報告」のいずれにおいても、ジュニア料金の設定や利用しやすい料金の設定を提案しています。

以上のこと踏まえ、次のような考え方で利用料金を設定します。

【ゴルフコース利用料金】

- ・大人の利用料金については、現行基準額の最低金額である1,000円を基本とし、消費税等相当額を加算した1,080円とする
- ・新たに子どもの利用料金を設定し、その金額は大人の利用料金の半額とする
- ・大人、子どもとも、利用料金は、9ホールに限定せず、1回あたりの金額とする

【ニュースポーツ利用料金】

- ・他の体育施設と同様に、個人使用・団体使用ともに1時間あたりの利用料金とする

【共通事項】

- ・市民である小中学生、高齢者（65歳以上）、障がい者、外国人留学生及び市内学校等が授業等で使用する場合は、無料とする

6 利用者数の目標

市民ゴルフ場の利用者数は、平成8年度をピークに年々減少していますが、本利活用計画（案）に基づき、各種取り組みによりゴルフ競技の振興を図っていくこととしていることから、ゴルフコース利用者数は増加すると見込まれます。

また、近年、体力向上や健康維持・増進などを目的に、年齢や性別にかかわらず手軽に楽しむことができるニュースポーツに取り組む人が増えていることから、ゴルフコース以外のニュースポーツコースの利用やニュースポーツの大会等についても見込まれるところです。

これらのことから、ゴルフの利用者数及びゴルフ以外のニュースポーツの利用者数の目標値を、それぞれ次のとおりとします。

【ゴルフの利用者数の目標】

過去5年間の
年間平均利用者数
4,330人

各種取り組み
・初心者、ジュニア向け
・健康づくり
・新たな取り組み
など

	65歳以上	大人	小人	計	
市内	3,850	2,450	200	6,500	
市外	1,280	820	60	2,160	
計	5,130	3,270	260	8,660	… ①

※ゴシック体で表示した部分が有料利用者となる

【ゴルフ以外のニュースポーツの利用者数の目標】

- ・グラウンドゴルフ、ターゲットバードゴルフ、スナッグゴルフ（常設コースでの体験等）
= 週100人×30週 = 3,000人
- ・ゴルフコースを使用した大会、教室 = 月320人×6か月 = 1,920人
計 4,920人 … ②

∴ 年間利用者数目標値 ①+② ÷ 13,500人

6 利用者数の目標

利用者数の目標数値を基に利用料金収入を見込むと次のとおりとなります。

①ゴルフ利用料金収入

$$\begin{array}{rcl} \text{市内(大人)} & \text{市外(大人・65歳以上)} & \\ (2,450\text{人} + 2,100\text{人}) \times 1,080\text{円} & = 4,914,000\text{円} \\ \text{市外(小人)} \\ 60\text{人} \times 540\text{円} & = & 32,400\text{円} \\ \hline \text{計} & 4,946,400\text{円} & \cdots \text{A} \end{array}$$

②ニュースポーツ利用料金収入

個人使用では、ほとんどが小中学生・高齢者と予想され収入は見込めないため、
使用料は、利用者数の目標数値の1割程度で見込み、大会等によるゴルフコース
の専用使用については、占用料金で料金収入を見込みます。

$$\begin{array}{rcl} \text{個人使用: } @ 60\text{円} \times 2\text{時間} \times 550\text{人} & = 66,000\text{円} \\ \text{大会等: } @ 730\text{円} \times 4\text{時間} \times \text{月} 3\text{回} \times 6\text{か月} & = 52,560\text{円} \\ \hline \text{計} & 118,560\text{円} & \cdots \text{B} \end{array}$$

$$\therefore \text{年間利用料金収入見込み } A + B \doteq 5,000,000\text{円}$$

※年間利用料金収入見込み額について、施設管理経費との割合を他の社会体育施設との比較
(平成23年度実績)で見ると、指定管理を行っている14施設の指定管理料に占める利用料金
収入の割合が約23.8%であるのに対し、平成26年度の市民ゴルフ場維管理経費(昨年10
月に指定管理者を公募した際に公表した指定管理基準額1,436万4千円)に対する割合は、
約34.8%と高くなっています。今後も、利用者には応分の負担を求めながら適正な施設の維
持管理に努めていきます。

7 計画の実現に向けて

この計画を実現可能なものとするために、次の手順で利活用方策を推進していきます。推進体制は、市のほか、新たな指定管理者もその役割を担うものとします。

【利活用方策の実施手順と達成時期の目安】

利活用方策の中で、最も重要なのが推進体制の整備であり、まずは事業実施に向けた組織づくり（15頁参照）を行うことが急務です。そして、新たに組織されたゴルフ競技団体を中心に、市や市体育協会等と連携を図りながら取り組んでいきます。

また、健康づくりに関するニュースポーツ等の推進にあたっても、各関係機関等との連携が必要であることから、事前に十分な調整を図りながら進めていきます。

そのため、本計画で設定する利用者数の目標値は、本計画に基づく取り組みの開始から3年後の平成28年度での達成を目指すものです。

【計画の進行管理と見直し】

市民ゴルフ場の運営にあたっては常に利用者からの声に耳を傾けるとともに、利活用計画については、ゴルフ関係者や市体育協会、有識者を交えた組織において毎年度、検証・評価し、必要に応じて見直しを行います。

また、計画における個々の方策については、試行後速やかに評価、見直しを行い改善策を検討します。

利活用計画全体並びに構成する個々の方策については、P D C A (Plan-Do-Check-Act) サイクルにより推進し、多くの市民に親しまれる市民ゴルフ場を目指していきます。

